

茨城県報

第5879号

昭和46年1月18日

46 月 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●市場の開設期間の更新の許可(県西農林事務所)	1
●土地改良事業の縦覧(農地管理課)	2
●県道路線の認定(道路維持課)	2
●道路の区域の決定(//)	3
●道路の区域変更(//)	3
●道路の供用開始(//)	4
●道路位置の指定(建築住宅課)	4

訓 令

(教 育 委 員 会)

●教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正(総務課)	6
●茨城県教育庁事務専決規程の一部改正(//)	6

公 告

●家畜人工授精講習会の開催(畜産課)	7
●住宅地造成事業の工事完了(建築住宅課)	7
●土地立ち入り測量(用地室)	8

告 示

茨城県告示第39号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第7条の規定により昭和45年12月12日付で市場の開設期間の更新を許可したので、同条例第16条の規定により公示する。

昭和46年1月18日

茨城県西農林事務所長 萩 原 正 信

市場の名称	市場	地	許可期間
千代川青果市場	結城郡千	1075	昭和45年12月27日から 昭和48年12月26日まで
境	猿島郡境町大字境	1459	昭和45年12月25日から 昭和48年12月24日まで
三和中央	三和町谷貝	825	昭和45年12月27日から 昭和48年12月26日まで

茨城県告示第40号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第7条の規定により昭和45年12月23日付で市場の開設期間の更新を許可したので、同条例第16条の規定により公示する。

昭和46年1月18日

茨城県西農林事務所長 萩 原 正 信

市場の名称	市場の所在地	許可期間
間中橋青果市場	猿島郡三和町大字間中橋177の1	昭和45年12月27日から 昭和48年12月26日まで
生子	〃 猿島町大字生子800	同 上
八千代中央	結城郡八千代村大字水口393	同 上

茨城県告示第41号

土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第5項の規定により公告し、当該事業を行う土地改良区定款(写し)、および事業計画書(写し)を縦覧に供する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土地改良区	実施地区	縦覧期間	縦覧の場所
牛久沼	馴柴	昭和46年1月25日から 昭和46年2月15日まで	竜ヶ崎市役所
豊田新利根	生板鍋子新田	〃	河内村役場

茨城県告示第42号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和46年1月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	路線名	起終	地点	重要な経過地
384	江戸崎阿見線	和...		
		稲敷郡阿見町		

茨城県告示第43号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和46年1月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
384	県 道	江戸崎阿見線	稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 県道谷田部江戸崎線分岐から	4.8~16.0	14,813.8
			稲敷郡阿見町大字阿見 県道荒川沖阿見線交点まで		

茨城県告示第44号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和46年1月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 石岡下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
真壁郡真壁町大字細柴字袖山292の1地先から	旧	5.0~11.0	1540.0
真壁郡明野町大字猫島字北新田 419の2地先まで	新	8.5~24.0	1440.0

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 赤浜谷田部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
真壁郡明野町大字赤浜字我仁内前 61番の1地先から	旧	4.5~10.0	1282.0
真壁郡明野町大字赤浜字勘定掛235番地先まで	新	8.5~17.8	1232.0

茨城県告示第45号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和46年1月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 江戸崎阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎県道谷田部江戸崎線分岐から
同 郡阿見町大字阿見県道荒川沖阿見線交点まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年1月18日

- 1 路 線 名 県道 石岡下館線
- 2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字細柴字袖山292番の1地先から
真壁郡明野町大字猫島字北新田419番の2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年1月18日

- 1 路 線 名 県道 赤浜谷田部線
- 2 供用開始の区間 真壁郡明野町大字赤浜字我仁内前61番の1地先から
真壁郡明野町大字赤浜字勘定掛235番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年1月18日

茨城県告示第46号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10の規定に基づき公示する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	46. 1. 18	下館市大字小川字前原1391~70	4.00	43.30
2	"	古河市大字古河6340の1, 3	4.00	27.75
3	"	猿島郡総和町大字下大野字鍛冶打 752の9, 10, 12, 14	4.00	45.00

B

1	46. 1. 18	稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉原2167の3	4.00	20.80
2	"	" " " " 2224の4	4.00	18.14

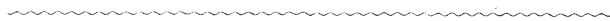
3	〃	〃 〃 〃 〃 〃 2225の4	4.00	26.59
4	〃	〃 〃 大字荒川沖字鶉野1798	4.00	37.60
5	〃	〃 〃 〃 〃 〃 1799の5	4.00	37.60
6	〃	〃 〃 〃 〃 〃 1827の3	4.00	24.12
7	〃	〃 〃 大字阿見字阿弥陀後 2140の2, 2143の3	4.00	37.70
8	〃	〃 牛久町大字田宮字東浦127の110, 127の112	4.00	22.75
9	〃	土浦市大字永国字赤羽710の40	4.00	28.00

C

1	46. 1. 18	水戸市河和田町字宮原1701の5	4.0	23.40
2	〃	〃 見川町字あらや480の12	4.0	36.63
3	〃	〃 見和町字裡北側西728の7	4.0	17.00
4	〃	〃 大塚町字池の上1964の6, の7, の8	4.0	23.20
5	〃	〃 平須町1819の10	4.0	53.30
6	〃	〃 天王町882, 883の1, 882の1, 883の6	4.0	46.80
7	〃	〃 河和田町字丹下3891の296	4.0	45.00
8	〃	勝田市大字津田字向砂沢2547の8, 2548の8	4.0	22.70
9	〃	多賀郡十王町大字伊師本郷字堂畑644の6	4.0	39.35
10	〃	勝田市大字津田字猪山2031の142, 143	4.0	159.60

D

1	46. 1. 18	鹿島郡鹿島町大字宮中1416	4.0	39.60
2	〃	鹿島郡神栖町大字溝口字栗神野4557の1	4.0	38.50
3	〃	鹿島郡鹿島町大字宮中字 ^{神野後1437} 神野1461の2	5.0	76.00
4	〃	鹿島郡神栖町大字平泉外12入会七工区仮112	4.0	18.00
5	〃	〃 鹿島町大字国末字南浜山2325の1	4.0	47.00
6	〃	〃 神栖町大野原北部団地開発配分0番地	5.0	60.10



訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第1号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和46年1月18日

茨城県教育委員会教育長 山 本 満 男

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和40年茨城県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「、県立の学校その他の教育機関の長及び運動公園管理事務所長」を「及び県立の学校その他の教育機関の長」に改める。

別表第1中、第16項を第17項とし、第10項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 職員の住居手当に係る確認及び決定

別表第2、第1中、第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 市町村立小中学校職員の住居手当に係る確認及び決定

同表第2中、第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項以下を1項ずつ繰り下げる。

同表中、第4を次のように改める。

第4 県立美術博物館長

茨城県立美術博物館管理規則(昭和45年茨城県教育委員会規則第8号)第9条第2号の規定による入館料の返還事由の認定

同表中、第5から第7までを削り、第8を第5とし、第9を削る。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

茨城県教育委員会訓令第2号

茨城県教育庁事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和46年1月18日

茨城県教育委員会教育長 山 本 満 男

茨城県教育庁事務専決規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁事務専決規程(昭和40年茨城県教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1、第14項中、「普通財産及び」を削り、第41項を第42項とし、第7項から第40項までを

1 項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 課長の住居手当に係る確認及び決定

別表第2, 第19項中, 「普通財産及び」を削り, 第47項を第48項とし, 第9項から第46項までを1項ずつ繰り下げ, 第8項の次に次の1項を加える。

9 課員の住居手当に係る確認及び決定

付 則

この訓令は, 公布の日から施行する。

公 告

●家畜人工授精講習会の開催について

家畜改良増殖法(昭和25年法律209号)第16条第2項第2号に規定する家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので, 茨城県家畜改良増殖法施行細則(昭和26年茨城県告示第265号)第2条第2項の規定により公示する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 開催場所 茨城県西茨城郡友部町
茨城県畜産試験場
- 2 期 日 昭和46年2月22日から3月5日までの12日間
- 3 家畜の種類 牛

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき, 次の地域の工事が昭和45年12月18日に完了したことを公告する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称
土浦市大字荒川沖字長町1210番, 1208番の2, 土浦市大字荒川沖字橋本東1256番
- 2 事業主の住所及び氏名
土浦市荒川沖644番 小 川 良 次

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき, 次の地域の工事が昭和45年12月25日に完了したことを公告する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡鹿島町大字須賀字兵ノ上1227番, 1231番, 1234番～1237番, 1240番～1242番

2 事業主の住所及び氏名

新潟県中頸城郡妙高高原町田口272番

中央電気工業株式会社

代表取締役社長 知 崎 喬

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和45年12月23日に完了したことを公告する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡岩井町大字長谷字島原口989番の5, 989番の6, 989番の7

2 事業主の住所及び氏名

横浜市神奈川区守屋町3丁目12番

日本ビクター株式会社

取締役社長 北 野 善 明

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和45年12月23日に完了したことを公告する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町大字守谷字柳作甲2914番の1, 2917番の3, 2923番。

2 事業主の住所及び氏名

東京都練馬区北町3丁目9番1号

株式会社 高山晃一

代表取締役 高 山 晃 一

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川那珂川水系早戸川災害復旧工事及び河川改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
勝田市大字田彦字水吸及び字根崎地内
那珂郡那珂町大字菅谷字京塚地内
大字後台字片岡地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和46年1月18日から
昭和46年8月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系園部川災害復旧工事及び河川改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
石岡市大字石岡字根当地内
東茨城郡美野里町大字大谷字境町地内
大字羽鳥字下関、字下ノ内、字橋下、字橋ノ上及び字金谷
窪地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和46年1月18日から
昭和46年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道125号改築工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
新治郡新治村大字藤沢字本町、字北斗及び字山の後地内
大字高岡字愛宕塚、字並木、字内山、字火矢塚、字取手及び字

西の台地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和46年1月18日から
昭和46年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年1月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系稻荷川河川改修工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

稲敷郡荖崎村大字若栗字下塚，字中塚，字前原，字地藏山，字中妻道，字今泉道，字中山，字伏ノ木，字上塚，字飛行地及び字上坪地内

筑波郡谷田部町大字南中妻字堤下，字北門，字久根下，字三の己，字横田，字沖田，字いよ田，字門，字本田，字前田，字前原，字花輪，字さりととり場，字仙上，字助下，字新下田，字上福向，字弁才天，字なしの木，字道下，字迎あらく，字樋上，字清水頭，字狐久保，字枯松，字中山道及び字牛組地地内

大字北中妻字才光，字北中妻，字弁才天，字沖田，字隠居田，字福せん田，字塚田及び字堂の下地内

大字榎戸字前下，字塚田，字小山下及び字筒花地内

大字館野字中ノ町，字中沖田；字井戸橋，字下堀及び字霜田地内

大字中内字太田，字町田，字馬洗場，字西妻及び字筒花地内

大字鷹ノ原字鷹ノ原地内

大字谷田部字長堀地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和46年1月20日から
昭和46年12月31日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所